

議第205号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和6年11月27日提出

京都市長 松井孝治

相手方	
事件の種類	損害賠償金の支払の請求
事件の内容	<p>MY1stLLC合同会社（以下「本件会社」という。）は、その運営する上京ハウスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「法」という。）に基づき就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた。本件会社は、実際には行っていない障害福祉サービスについて、偽りその他不正の手段により、本市に対し法第6条に規定する自立支援給付のうち、訓練等給付費を請求し、受領した結果、本市に損害（計40,702,764円）を与えた。当該損害は、本件会社の唯一の業務執行社員である相手方の悪意又は重過失による任務懈怠により発生したものであることから、相手方は、当該損害を賠償する責任を負う。</p> <p>そこで、相手方に対し、当該損害に相当する額及び遅延損害金の支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。